

官報

号外

平成二十九年四月五日

○第百九十三回 参議院会議録第十三号

平成二十九年四月五日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十三号

平成二十九年四月五日

午前十時開議

第一 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、政治資金適正化委員会委員の指名
以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

この際、政治資金適正化委員会委員の指名についてお諮りいたします。

内閣から、政治資金適正化委員会委員五名の任命について、本院の議決による指名を求めてまいりました。

よって、これより政治資金適正化委員会委員五名の指名を行います。

つきましては、政治資金適正化委員会委員の指名は、議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

平成二十九年四月五日 参議院会議録第十三号

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、政治資金適正化委員会委員に伊藤鉄男君、浅井万富君、日出雄平君、大竹邦実君及び岩井奉信君を指名いたします。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長増子輝彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、空き家、空き店舗等の再生、成長分野における不動産ストックの形成等について不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、不動産特定共同事業におけるインターネットを介した取引等に対応した環境整備、特例投資家向け事業の規制の見直し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、小規模不動産特定共同事業の意義及び地方創生、空き家対策等との連携、地方における事業等に係る人材育成の必要

性、規制の緩和及び投資家保護の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山添拓委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百十三
反対 十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長渡辺猛之君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔渡辺猛之君登壇、拍手〕

○渡辺猛之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格に農林物資の取扱方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務として認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、JAS制度が果たしてきた役割、法改正の目的と輸出促進への効果、JAS規格の国際規格化に向けた展望等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、自由民主党・こころ、民進党・新緑風会、公明党、日本維新の会及び希望の会(自由・社民)を代表して徳永理事より、農林水産大臣が、事業者等から日本農林規格の制定に係る申出を受けたときは、速やかに検討を加えることとし、必要と認める場合には、自らが規格案を作成することを明確化することを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することの

す。

す。

す。

す。

賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百十八

反対

十四

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 伊達 忠一君	杉 久武君
副議長 郡司 彰君	井原 巧君
高木かおり君	三浦 信祐君
矢倉 克夫君	小川 克巳君
片山 大介君	伊藤 孝江君
里見 隆治君	熊野 正士君
石井 苗子君	藤巻 健史君
高瀬 弘美君	宮崎 勝君
今井絵理子君	河野 義博君
清水 貴之君	大沼みずほ君
佐々木さやか君	儀間 光男君
平木 大作君	竹谷とし子君
浅田 均君	新妻 秀規君
秋野 公造君	
若松 謙維君	

石井 正弘君	中西 健治君
東 徹君	石井 章君
山本 博司君	長沢 広明君
石川 博崇君	横山 信一君
末松 信介君	片山虎之助君
室井 邦彦君	渡辺 喜美君
浜田 昌良君	山本 香苗君
谷合 正明君	西田 実仁君
山口那津男君	魚住裕一郎君
丸川 珠代君	大野 泰正君
島田 三郎君	滝沢 求君
豊田 俊郎君	小野田紀美君
こやり隆史君	佐藤 啓君
進藤金日子君	徳茂 雅之君
自見はなこ君	朝日健太郎君
青山 繁晴君	足立 敏之君
和田 政宗君	渡辺美知太郎君
石田 昌宏君	太田 房江君
北村 経夫君	古賀友一郎君
上月 良祐君	酒井 庸行君
島村 大君	高野光二郎君
塚田 一郎君	赤池 誠章君
江島 潔君	渡辺 猛之君
三原じゅん子君	藤川 政人君
長谷川 岳君	中西 祐介君
牧野たかお君	水落 敏栄君
磯崎 陽輔君	片山さつき君
有村 治子君	二之湯 智君
岡田 直樹君	山本 順三君
鶴保 庸介君	衛藤 晟一君
平野 達男君	藤井 基之君
山谷えり子君	宮沢 洋一君
愛知 治郎君	関口 昌一君
吉田 博美君	三木 亨君
元榮太一郎君	宮島 喜文君
山口 和之君	伊波 洋一君
松川 るい君	中西 哲君

藤木 眞也君	糸数 慶子君
山田 宏君	そのだ修光君
井上 義行君	阿達 雅志君
渡邊 美樹君	吉川ゆうみ君
高橋 克法君	滝波 宏文君
柘植 芳文君	堂故 茂君
中泉 松司君	長峯 誠君
二之湯武史君	羽生田 俊君
高階恵美子君	大家 敏志君
宇都 隆史君	上野 通子君
岩井 茂樹君	石井 浩郎君
青木 一彦君	松山 政司君
石井 準一君	西田 昌司君
野村 哲郎君	猪口 邦子君
松下 新平君	福岡 資麿君
石井みどり君	橋本 聖子君
中川 雅治君	岡田 広君
金子原二郎君	武見 敬三君
林 芳正君	柳本 卓治君
木村 義雄君	溝手 顕正君
行田 邦子君	木戸口英司君
山本 太郎君	青木 愛君
アトニ才猪木君	松沢 成文君
福島みずほ君	森 ゆうこ君
又市 征治君	山田 修路君
山下 雄平君	森屋 宏君
杉尾 秀哉君	森本 真治君
磯崎 哲史君	堀井 巖君
舞立 昇治君	三宅 伸吾君
宮本 周司君	石橋 通宏君
川合 孝典君	大野 元裕君
斎藤 嘉隆君	森 まさこ君
山田 俊男君	丸山 和也君
中野 正志君	川田 龍平君
野田 国義君	風間 直樹君
牧山ひろえ君	佐藤 信秋君
古川 俊治君	中山 恭子君

議員派遣中の議員

佐藤 正久君

国務大臣

農林水産大臣
国土交通大臣

山本 有二郎
石井 啓一君

議長の報告事項

去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

鶴保 庸介君

補欠

元榮太一郎君

財政金融委員

辞任

元榮太一郎君

補欠

鶴保 庸介君

文教科学委員

辞任

野田 国義君

補欠

蓮 舫君

厚生労働委員

辞任

石井 苗子君

補欠

片山 大介君

国土交通委員

辞任

蓮 舫君

補欠

野田 国義君

環境委員

辞任

片山 大介君

補欠

石井 苗子君

決算委員

辞任

里見 隆治君

補欠

三浦 信祐君

議院運営委員

辞任

又市 征治君

補欠

福島みずほ君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百九十二回国会閣条第二号)

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本政府専用機に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第百六十六号)

鉄道輸送の円滑化に向けた鉄道施設等の整備の促進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六十七号)

鉄道の小規模な遅延防止に向けた啓発活動に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六十八号)

鉄道輸送の遅延に関する情報の見える化の推進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六十九号)

鉄道輸送の遅延に関する情報の利用者に対する提供拡充に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第七十号)

鉄道の小規模な遅延防止に向けた多様な主体の参画に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第七十一号)

「テロ等準備罪」新設法案に「テロの定義」が明記されていないことに関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七十二号)

雇用保険法等の一部を改正する法律等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七十三号)

雇用保険法等の一部を改正する法律における職業紹介や求人等に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第七十四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平君提出薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直しに関する質問に対する答弁書(第五十七号)

参議院議員福島みずほ君提出「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会報告書」に関する質問に対する答弁書(第五十八号)

参議院議員福島みずほ君提出福島原発事故被災者のデータの管理に関する質問に対する答弁書(第五十九号)

参議院議員小西洋之君提出元号法第二項の解釈に関する質問に対する答弁書(第六十号)

参議院議員小西洋之君提出日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する声明(案)の意味に関する質問に対する答弁書(第六十一号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく平成二十八年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

一昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

こやり隆史君

補欠

酒井 庸行君

辞任

古賀友一郎君

補欠

金子原二郎君

法務委員

辞任

元榮太一郎君

補欠

佐藤 正久君

辞任

東 徹君

補欠

片山 大介君

外交防衛委員

辞任

佐藤 正久君

補欠

元榮太一郎君

財政金融委員

辞任

徳茂 雅之君

補欠

自見はなこ君

厚生労働委員

辞任

自見はなこ君

補欠

徳茂 雅之君

国土交通委員

辞任

金子原二郎君

補欠

古賀友一郎君

環境委員

辞任

酒井 庸行君

補欠

こやり隆史君

予算委員

辞任

辰巳孝太郎君

補欠

吉良よし子君

決算委員

辞任

三浦 信祐君

補欠

里見 隆治君

議院運営委員

辞任

吉良よし子君

補欠

又市 征治君

同日議長は、次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

臨床研究法案(第九十回国会閣法第五六号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国土交通委員

辞任

こやり隆史君

補欠

酒井 庸行君

環境委員

辞任

古賀友一郎君

補欠

金子原二郎君

予算委員

辞任

中野 正志君

補欠

松山 政司君

決算委員

辞任

松川 るい君

補欠

鴻池 祥肇君

議院運営委員

辞任

松山 政司君

補欠

中野 正志君

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
平成二十八年熊本地震からの復旧・復興における仮設住宅間の住み替えへの対応に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第七六号)
同日衆議院から、同院は政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

記

政治資金適正化委員会委員

伊藤 鉄男君
浅井 万富君
日出 雄平君
大竹 邦実君
岩井 奉信君

審査報告書

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十九年四月四日

国土交通委員長 増子 輝彦
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、特例事業に係る事業参加者の範囲の拡大、適格特例投資家限定事業の届出制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

リ 小規模不動産特定共同事業者が第五十三
条各号のいずれかに該当するとして第四十
一条第一項の登録の取消しの処分に係る行
政手続法第十五条の規定による通知があつ
た日から当該処分があつた日又は処分をし
ないことの決定があつた日までの間に第四
十八条第一項第四号に該当する旨の同項の
規定による届出をした場合において、当該
通知があつた日前六十日以内に当該小規模
不動産特定共同事業者の役員であつた者で
当該届出の日から五年を経過しないもの
又 適格特例投資家限定事業者が第六十一
条第八項の規定により適格特例投資家限定事
業の廃止を命ぜられた場合において、その
廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規
定による通知があつた日前六十日以内に当
該適格特例投資家限定事業者の役員であつ
た者で当該処分の日から五年を経過しない
もの
ル 適格特例投資家限定事業者が第六十一
条第八項の規定による適格特例投資家限定事
業の廃止の処分に係る行政手続法第十五条
の規定による通知があつた日から当該処分
があつた日又は処分をしないことの決定が
あつた日までの間に第十一項第四号
に該当する旨の同項の規定による届出をし
た場合において、当該通知があつた日前六
十日以内に当該適格特例投資家限定事業者
の役員であつた者で当該届出の日から五年
を経過しないもの
第六条中第六号を第十号とし、第五号を第九号
とし、第四号の次に次の四号を加える。
五 第五十三条の規定により第四十一
条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から五
年を経過しない法人
六 第五十三条各号のいずれかに該当するとし
て第四十一項第一項の登録の取消しの処分に

係る行政手続法第十五条の規定による通知が
あつた日から当該処分があつた日又は処分を
しないことの決定があつた日までの間に第四
十八条第一項第四号に該当する旨の同項の規
定による届出をした法人で当該届出の日から
五年を経過しないもの
七 第六十一項第八項の規定により適格特例投
資家限定事業者の廃止を命ぜられ、その命令の
日から五年を経過しない法人
八 第六十一項第八項の規定による適格特例投
資家限定事業者の廃止の処分に係る行政手続法
第十五条の規定による通知があつた日から当
該処分があつた日又は処分をしないことの決
定があつた日までの間に第十一項第四号に
該当する旨の同項の規定による届出をした
法人で当該届出の日から五年を経過しない
もの
第七条中「第五号を「第五号」に改め、「掲げ
るもの」の下に「除き、特例投資家のみを相手方
又は事業参加者として第一号事業を行おうとする
者にあつては第一号事業に係る第五号に掲げるも
のを除き、特例投資家のみを事業参加者とする特
例事業者のみの委託を受けて第三号事業を行おう
とする者にあつては第三号事業に係る第五号に掲
げるものを除き、電子取引業務を行おうとする者
以外の者にあつては第七号に掲げるものを」を加
え、同条第一号中「業務の種類」を「不動産特定共
同事業の種類」に改め、同条に次の一号を加え
る。
七 電子取引業務を適確に遂行するために必要
な体制を整備されているものであること。
第八条第一項中「業務の種類」を「不動産特定共
同事業の種類」に、「第九号」を「第十二号」に改め
る。
第八条の二中「業務の種類」を「不動産特定共同
事業の種類」に改める。
第九条第一項を次のように改める。

不動産特定共同事業者は、次の各号のいずれ
かに該当するときは、主務省令で定めるところ
により、第三条第一項の許可を受けた主務大臣
又は都道府県知事の認可を受けなければならない
い。
一 不動産特定共同事業の種類を変更しようと
するとき（主務大臣又は都道府県知事の第三
条第一項の許可を受けた者が同項の規定によ
り新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の
許可を受けなければならないときを除く）。
二 新たに不動産特定共同事業契約の作成
をし、又は不動産特定共同事業契約の追
加若しくは変更（不動産特定共同事業契約約
款に記載された事項の追加又は変更で主務省
令で定める軽微なものを除く。第六十七条第
四項及び第八十条第二号において同じ。）をし
ようとするとき。
三 新たに電子取引業務を行おうとするとき。
第十条中「第七号」を「第九号」に改める。
第十二条中「第八号」を「第十一号」に改める。
第十七条第一項中「第十八条に規定する登録を
受けている」を「第二条第四号に規定する宅地建物
取引士である」に改め、同条第二項中「（以下）の
下に」の章並びに第三十七條第一項及び第二項
において「を加え、」名簿（以下）を「名簿（第三十一
条の二第三項において）に改める。
第二十二條の次に次の一条を加える。
（勧誘における告知）
第二十二條の二 不動産特定共同事業者は、不動
産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際
し、当該不動産特定共同事業契約の締結が第三
条第一項の許可又は第九條第一項の認可に係る
不動産特定共同事業契約約款に基づかないでさ
れる場合にあつては、その相手方に対し、その
旨その他主務省令で定める事項を告げなければ
ならない。
2 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒

介をする不動産特定共同事業者は、不動産特定
共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、当該
不動産特定共同事業契約の締結が不動産特定共
同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は特
例事業者がその不動産取引に係る業務を委託す
る不動産特定共同事業者若しくは小規模不動産
特定共同事業者の第三條第一項の許可若しくは
第九條第一項の認可又は第四十一條第一項の登
録若しくは第四十六條第一項の変更登録に係る
不動産特定共同事業契約約款に基づかないでさ
れる場合にあつては、その相手方に対し、その
旨その他主務省令で定める事項を告げなければ
ならない。
3 小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例
事業者（小規模不動産特定共同事業者に業務を
委託する特例事業者をいう。以下同じ。）が当事
者である不動産特定共同事業契約の締結の代理
又は媒介をする不動産特定共同事業者は、不動
産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際
し、その相手方に対し、当該不動産特定共同事
業契約に基づき不動産特定共同事業を営む者が
小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事
業者であることその他主務省令で定める事項を
告げなければならない。
第二十三條に次の一項を加える。
3 不動産特定共同事業契約の締結の代理をする
不動産特定共同事業者は、その代理する小規模
不動産特定共同事業者又はその代理する小規模
特例事業者がその不動産取引に係る業務を委託
する小規模不動産特定共同事業者の第四十一條
第一項の登録又は第四十六條第一項の変更登録
に係る不動産特定共同事業契約約款に基づい
て、これをしなければならぬ。
第二十四條に次の一項を加える。
3 不動産特定共同事業者は、第一項の規定によ
る書面の交付に代えて、政令で定めるところに
より、申込者の承諾を得て、当該書面に記載す

べき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして主務省令で定めるものにより提供することができ、この場合において、当該不動産特定共同事業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

第二十五条に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「次条第二項」と読み替へるものとする。

第二十八条に次の一項を加える。

4 第二十四条第三項の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二十八条第三項」と読み替へるものとする。

第三十条第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第三章中第三十一条の次に次の一条を加える。

(電子取引業務に関する特則)

第三十一条の二 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、商号又は名称その他主務省令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより公表しなければならない。

2 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、主務省令で定めるところにより、電子取引業務を適確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

3 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、業務管理者名簿その他電子取引業務の相手方又は事業参加者の判断に重要な影響を与えるものとして主務省令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通

信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより、電子取引業務を行う期間及び電子取引業務に係る不動産特定共同事業の期間中、当該相手方又は事業参加者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

第三十五条第一項第二号中「第二十五条まで」を「第二十三条まで、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項若しくは第二項に、第三十条まで」を「第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条、第三十条に改め、第三十一条第一項の下に、第三十一条の二」を加える。

第三十六条第一号中「又は第五号」を「第五号、第六号又は第九号」に、「第八号」を「第十二号」に改める。

第六十二条中「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改め、同条を第九十条とする。

第六十一条中「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改め、同条を第八十九条とする。

第六十条第一項中「第五十三条の二第一項」を「第八十一条第一項」に、「第六十二条」を「第九十条」に改め、同条第二項中「第五十三条の二第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第三項中「第五十三条の二第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条を第八十八条とする。

第八章を第十一章とする。

第五十九条中「第四十二条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、第七章中同条を第八十七条とする。

第五十八条中「第十一条第一項」の下に「又は第四十八条第一項」を加え、同条を第八十六条とする。

第五十七条第一項第一号中「第五十二条の二」を「第七十八条に改め、同項第二号中「第五十二条、第五十二条の三第一号」を「第七十七条、第七十九、第九十一条」に、「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改め、同項第三号中「第五十二条の三

第三号」を「第七十九条第三号」に、「第五十三条第一号」を「第八十条第一号」に、「若しくは第四号」を「第四号若しくは第五号」に改め、同条を第八十五条とする。

第五十六条第一号中「又は第四十条の二第四項」を「第四十七條第一項、第五十八條第四項又は第五十九條第五項」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」の下に「第五十条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。」又は「第三十一条の二第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第十六条第二項の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第十七条第二項の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第四十条の二第五項及び第四十六條第二項」を「第五十条第二項において準用する場合を含む。第五十八條第六項の規定により読み替へて適用する場合を含む。並びに第五十八條第五項及び第六十七條第二項」に、「又は第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同条第六号中「第三十条の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を、「事業参加者名簿」の下に「(第三十条第一項に規定する名簿をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条第七号中「第四十二条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条第八号中「第四十六條第三項」を「第六十七條第三項」に改め、同条第九号中「第四十六條第四項」を「第六十七條第四項」に改め、同条を第八十四条とする。

第五十五条第二号中「第十七條第三項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第二十四条第二項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第二十五条第二項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第二十八條第三項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第六号中「第二十九條」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七号中「第三十二條」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七号中「第三十二條」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第八号中「第三十三條」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」又は「第六十一条第二項」を加え、同条第九号中「第二項」の下に「若しくは第五十四條第一項後段若しくは第二項」を、「命令に違反して業務管理者」の下に「(第十七條第一項(第五十条第二項において準用する場合を含む。))の規定により置かれた者をいう。以下この号において同じ。)」を加え、「同条第一項後段」を「第三十七條第一項後段」に改め、「含む。」の下に「若しくは第五十四條第一項後段(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十号中「第四十条の二第八項」を「第五十八條第九項」に改め、同条第十一号中「第四十条の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同条第十二号中「第四十条の二第三項各号」を「第五十八條第三項各号」に改め、同条を第八十三条とする。

第五十四条第二号中「第十八條第三項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「又は第二十八條第二項」を「若しくは第二十八條第二項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。)」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、「交付した者」の下に「又は第二十四條第三項(第二十五條第三項及び第二十八條第四項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。))並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条に次の二号を加える。

項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第二十八條第三項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第六号中「第二十九條」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七号中「第三十二條」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七号中「第三十二條」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第八号中「第三十三條」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」又は「第六十一条第二項」を加え、同条第九号中「第二項」の下に「若しくは第五十四條第一項後段若しくは第二項」を、「命令に違反して業務管理者」の下に「(第十七條第一項(第五十条第二項において準用する場合を含む。))の規定により置かれた者をいう。以下この号において同じ。)」を加え、「同条第一項後段」を「第三十七條第一項後段」に改め、「含む。」の下に「若しくは第五十四條第一項後段(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十号中「第四十条の二第八項」を「第五十八條第九項」に改め、同条第十一号中「第四十条の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同条第十二号中「第四十条の二第三項各号」を「第五十八條第三項各号」に改め、同条を第八十三条とする。

第五十四条第二号中「第十八條第三項」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「又は第二十八條第二項」を「若しくは第二十八條第二項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。)」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、「交付した者」の下に「又は第二十四條第三項(第二十五條第三項及び第二十八條第四項(これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。))並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条に次の二号を加える。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

八

條の二第七項」を「第五十八條第八項又は第六十條第四項」に改め、同条を第七十九條とする。

第五十二條の二中「第三十九條第一項」の下「これらの規定を第五十條第二項において準用する場合を含む。」を、「不動産特定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者」を加え

第五十二条第三号中「第十五条」の下に「(第五条第二項において準用する場合を含む。)」を

え、同条第四号中「又は第四十六条第五項」
「第五十二条第一項若しくは第二項、第六十
条第六項又は第六十七条第五項」に改め、同条
次の三号を加える。

五 不正の手段により第四十一条第一項の登

六 第五十九条第二項の規定に違反して、届
をしないで適格特例投資家限定事業を営ん
者

七 第六十一条第八項の規定による適格特例
資家限定事業の廃止の処分違反した者
第五十二条を第七十七条とする。
第七章を第十章とする。

第六章中第五十一条を第七十六条とし、第五
条を第七十五条とする。

第四十九条の二中「金融破綻^{たんぱん}処理制度」を「金融破綻^{たんぱん}処理制度」に改め、同条を第七十四条とする。

第四十九条を第七十三条とする。

第四十八条の三中「第四十条の二第五項」を「第

五十八條第五項及び第六十條」に、「前条を第十九條(第五十八條第六項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」に、「主務大臣を「主務大臣」に改め、「閲覧」の下に「第四十九條の規定により処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定同業者に係る同条に規定する書類の閲覧に」

3 第二十三条第一項(第五十条第二項において準用する場合(第五十八条第六項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。）並びに第五十八条第五項及び前条第二項の規定により読み替

えて適用する場合を含む。）の規定は、不動産特

定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は特例事業者が特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときには、適用しない。

4 第二十三条第二項及び第三項の規定は、不動産

産特定共同事業者が特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結の代理をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務

務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときについては、適用しない。

第四十六条の二を第六十八条とし、同条の前に

見出しとして「(適用の除外)」を付する。

第四十六条第二項中「場合において、」の下に「第

二十二条の二第一項及び」を加え、「第四十六条第三項を第六十七条第三項」に、「第四十六条第五項を第六十七条第五項」に改め、同条を第六十

七条とする。

第四十五条中「若しくは特例事業者」を「小規

模不動産特定共同事業者、特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者」に、「若しくは当該特例事業者を」、「当該小規模不動産特定共同事業者、当該特例事業者若しくは当該適格特例投資家限定事業者」に改め、同条を第六十六条とする。

第四十四条の見出し中「許可」の下に「又は登録」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第四十一条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十八条第二項の規定により第四十一条第一項の登録が効力を失つたとき、又は第五十三条の規定により同項の登録が取り消されたときは、当該登録に係る小規模不動産特定共同事業者であつた者又はその一般承継人は、当該小規模不動産特定共同事業者又は当該小規模不動産特定共同事業者に係る委託小規模特例事業者(当該小規模不動産特定共同事業者が業務を委託した小規模特例事業者をいう。)が締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務を終了する目的の範囲内においては、なお小規模不動産特定共同事業者とみなす。

第四十四条を第六十五条とする。
第六章を第九章とする。
第五章中第四十三条を第六十四条とし、第四十二条を第六十三条とする。
第四十一条第一項中「不動産特定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者を加え、同条を第六十二条とする。」
第五章を第八章とする。

第四十条の二第二項第五号中「不動産特定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者を加え、同条第五項中「特例事業者が」を「特例事業者(小規模特例事業者を除く。)」が、」第十四条まで及び第二十三条第一項を「第十五条まで、第二十三条第一項、第二十六条及び第二十七条に改め、」を除く。の下に「及び第四十条第一号を除く。」を加え、「第七章及び第八章を、」第十号及び第十一号に、「第八号」を「第十一号」に、「第四十条の二第二項第一号」を「第五十八条第二項第一号」に、「第四十条の二第三項第一号」を「第五十八条第三項第一号」に改め、「とする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第九項中「前条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条

中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 小規模特例事業者が特例事業を営む場合においては、当該小規模特例事業者を主務大臣の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者とみなして、第四十八条第一項及び第四十九条並びに第五十条第二項において準用する第十四条、第十五条、第二十三条第一項、第二十六条及び第二十七条並びに準用金融商品取引法第三十九条(第三項ただし書及び第五項を除く。)及び第四十条(第一号を除く。)並びにこれらの規定に係る第十号及び第十一号の規定を適用する。この場合において、第四十九条中「第四十二条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第五十八条第三項第一号及び第二号」と、「小規模不動産特定共同事業者登録簿」とあるのは「第五十八条第二項第一号から第五号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した小規模特例事業者名簿」と、「書類を含む。」とあるのは「書類」と、第五十条第二項において準用する第二十三条第一項中「とき」とあるのは「とき」と、その不動産取引に係る業務を委託する小規模不動産特定共同事業者の」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十条の二中第四十条の二を第五十八条とし、同章を第六章とし、同章の次に次の一章を加える。

第七章 適格特例投資家限定事業者
(適格特例投資家限定事業の届出等)
第五十九条 適格特例投資家限定事業については、第三条第一項の規定は、適用しない。
2 適格特例投資家限定事業を営もうとする法人(不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者を除く。)は、あらかじめ

め、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 商号又は名称及び住所
二 役員の名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
三 事務所の名称及び所在地
四 資本金又は出資の額
五 適格特例投資家限定事業の概要
六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
七 その他主務省令で定める事項
3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一定款又はこれに代わる書面
二 登記事項証明書又はこれに代わる書面
三 次項に掲げる事項に該当しないことを誓約する書面
四 その他主務省令で定める書面
4 第六条各号(第十二号を除く。)のいずれか(不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法第二十九条第三号に規定する宅地建物取引業者(第六十九条第一項及び第二項において「宅地建物取引業者」という。)に委託する場合にあつては、第六条第二号を除く。)に該当する者(不動産特定共同事業者及び小規模不動産特定共同事業者を除く。)は、適格特例投資家限定事業を行つてはならない。

5 適格特例投資家限定事業者は、第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(業務等に関する規定の適用)
第六十条 適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業を営む場合においては、当該適格特例投資家限定事業者を主務大臣の第三条第

一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、第十一条第一項、第十二条から第十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項及び第二十九条から第三十一条まで並びに準用金融商品取引法第三十九条(第三項ただし書及び第五項を除く。)並びにこれらの規定に係る第十号及び第十一章の規定を適用する。この場合において、第十二条中「第五条第一項第一号から第十一号まで」とあるのは「第五十九条第二項第一号から第六号まで」と、同条及び第十三条中「不動産特定共同事業者名簿」とあるのは「適格特例投資家限定事業者名簿」と、同条中「第五条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第五十九条第三項第一号及び第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監督)
第六十一条 適格特例投資家限定事業者は、主務省令で定めるところにより、その適格特例投資家限定事業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
2 適格特例投資家限定事業者は、事業年度ごとに、主務省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。
3 主務大臣は、適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業として開始した事業が適格特例投資家限定事業に該当しなくなったときは、当該適格特例投資家限定事業者に対し、三月以内の期間を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。
4 適格特例投資家限定事業者は、適格特例投資家限定事業として開始した事業が適格特例投資家限定事業に該当しなくなったときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
5 主務大臣又は都道府県知事は、主務大臣に

あつては、適格特例投資家限定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したとき、都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内において業務を行う適格特例投資家限定事業者が当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該適格特例投資家限定事業者に対し、必要な指示をすることができる。

一 業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

二 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

三 業務に関し他の法令に違反し、適格特例投資家限定事業者として不適当であると認められるとき。

6 主務大臣又は都道府県知事は、主務大臣にあつては、適格特例投資家限定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内において業務を行う適格特例投資家限定事業者が当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号（第六号を除く。）のいずれかに該当するときは、当該適格特例投資家限定事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前項各号のいずれかに該当するとき。

二 第十五条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第五十九条第五項、この条第一項又は準用金融商品取引法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

三 前項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく主務大臣又は都道

府県知事の処分に違反したとき。

五 適格特例投資家限定事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

7 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

8 主務大臣は、適格特例投資家限定事業者が第六項各号のいずれかに該当し情状が特に重いつき、又は同項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、当該適格特例投資家限定事業者に対し、事業の廃止を命ずることができる。

9 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

10 主務大臣又は都道府県知事は、主務大臣にあつては、第六項又は第八項の規定による処分をしたとき、都道府県知事にあつては、第六項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 小規模不動産特定共同事業者

第一節 登録

（小規模不動産特定共同事業の登録）

第四十一条 第三条第一項の規定にかかわらず、主務大臣（一の都道府県の区域内のみに事務所を設置して小規模不動産特定共同事業を行おうとする者（小規模第二号事業を行おうとする者を除く。）にあつては、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事）の登録を受けた者は、小規模不動産特定共同事業を営むことができる。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。

3 有効期間の満了後引き続き小規模不動産特定共同事業を営もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。

4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して五年とする。

5 第三項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

（登録の申請）

第四十二条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。第四十四条、第五十三条第三号、第七十一条及び第七十七条第五号において同じ。）を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三 事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとに置かれる第五十条第二項において準用する第四十七条第一項に規定する者の氏名

四 資本金又は出資の額

五 宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関する事項

六 小規模不動産特定共同事業の種別（第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。）

七 電子取引業務を行う場合にあつては、その旨

八 他に事業を行っているときは、その事業の種類

九 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 事務所について第五十条第二項において準用する第十七条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

四 不動産特定共同事業契約約款

五 その他主務省令で定める事項を記載した書類

（登録簿への登録）

第四十三条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合は、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を小規模不動産特定共同事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第八号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項

二 登録年月日及び登録番号

2 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を前条第一項の規定による登録の申請をした者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第四十四条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第一項の登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録を拒否しなければならない。

一 第六条各号（第十二号を除く。）のいずれかに該当する者

二 その資本金又は出資の額が事業参加者の保護のため必要かつ適当なものとして小規模不動産特定共同事業の種別ごとに政令で定める金額に満たない者

三 その資産の合計額から負債の合計額を控除

した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない者

四 当該登録の申請前五年以内に不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をした者

五 その役員又は政令で定める使用人のうちに、当該登録の申請前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者がある者

六 その事務所が第五十条第二項において準用する第十七条第一項に規定する要件を満たさない者

七 その不動産特定共同事業契約約款の内容が政令で定める基準に適合しない者

八 小規模不動産特定共同事業を適確に遂行するために必要なものとして主務省令で定める基準に適合する財産的基礎及び人的構成を有すると認められない者

九 電子取引業務を行おうとする場合にあつては、電子取引業務を適確に遂行するために必要な体制が整備されていると認められない者

十 不動産特定共同事業者(第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。)

(登録換えの場合における従前の登録の効力)
第四十五条 主務大臣又は都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた者がその小規模不動産特定共同事業の種別又は事務所の所在地の変更をして引き続き小規模不動産特定共同事業を営もうとする場合において、同項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の登録を受けたときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の同項の登録は、その効力を失う。

(変更の登録)

第四十六条 小規模不動産特定共同事業者は、小規模不動産特定共同事業の種別を変更しようとするとき(主務大臣又は都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた者が同項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の登録を受けなければならないときを除く。)、不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更(不動産特定共同事業契約約款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なものを除く。第八十条第五号において同じ。)をしようとするとき、又は新たに電子取引業務を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事の変更登録を受けなければならない。

平成二十九年四月五日 参議院会議録第十三号

するときは(主務大臣又は都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた者が同項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の同項の登録を受けなければならないときを除く。)、不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更(不動産特定共同事業契約約款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微なものを除く。第八十条第五号において同じ。)をしようとするとき、又は新たに電子取引業務を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事の変更登録を受けなければならない。

2 小規模不動産特定共同事業者が、事務所を追加して設置しようとするとき(都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた者が同項の規定により新たに主務大臣の同項の登録を受けなければならないときを除く。も、前項と同様とする。)

3 第四十三条及び第四十四条の規定は、前二項の変更登録について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第四十四条中「次の各号のいずれか」とあるのは「次の各号(第一号及び第十号を除く。のいずれか」と読み替へるものとする。

(変更の届出)
第四十七条 小規模不動産特定共同事業者は、第四十二条第一項各号(第五号及び第六号を除く。に)掲げる事項について変更(同項第三号に掲げる事務所の所在地の変更については、第四十五条及び前条第二項の規定に該当するものを除く。が)あつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を小規模不動産特定共同事業者登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出)

第四十八条 小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 合併により消滅した場合 消滅した法人を代表する役員であつた者

二 破産手続開始の決定により解散した場合 破産管財人

三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人

四 小規模不動産特定共同事業を廃止した場合(外国法人にあつては、国内に事務所を有しないこととなつた場合を含む。)

小規模不動産特定共同事業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対する第四十一条第一項の登録は、その効力を失う。

(小規模不動産特定共同事業者登録簿等の閲覧)

第四十九条 主務大臣又は都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、第四十二条第二項第一号から第四号までに掲げる書類、小規模不動産特定共同事業者登録簿その他主務省令で定める書類(都道府県知事にあつては、主務大臣の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに関するこれらの書類を含む。)を一般の閲覧に供しなければならない。

い。

第二節 業務

第五十条 小規模不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方に対し、当該不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を営む者が小規模不動産特定共同事業者であることその他主務省令で定める事項を告げなければならない。

2 第三章(第二十一条の二、第二十二条の二、第二項及び第三項並びに第二十三条第二項及び第三項を除く。)並びに準用金融商品取引法第三十九条(第三項ただし書及び第五項を除く。)及び第四十条の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「自己が不動産特定共同事業契約の当事者となるか、若しくはその代理人となるか、又は不動産特定共同事業契約の締結の媒介を行うかの別及び当該不動産特定共同事業契約の第二、第三、第四各号に掲げる契約の種別」とあるのは「当該不動産特定共同事業契約の第二、第三、第四各号に掲げる契約の種別」と、第二十二條の二第二項及び第二十三條第一項中「第三條第一項の許可又は第九條第一項の認可」とあるのは「第四十一條第一項の登録又は第四十六條第一項の変更登録」と、第二十五條第一項第一号中「第二條第三項各号」とあるのは「第二條第三項第一号又は第二号」と、第二十六條の三中「第三号事業」とあるのは「小規模第二号事業」と、第二十九條中「第三号事業を行う者にあつては」とあるのは「小規模第二号事業を行う者にあつては」と、第三十條第一項中「第一号事業を行う者」とあるのは「第二條第六項第一号に掲げる行為に係る事業を行う者」と読み替へるものとする。

るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 監督

(指示)

第五十一条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、又はこの法律の規定に違反したときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。

一 業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

二 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

三 業務に関し他の法令に違反し、小規模不動産特定共同事業者として不適当であると認められるとき。

2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項各号のいずれかに該当するときは、又はこの法律の規定に違反したときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該小規模不動産特定共同事業者が主務大臣の第四十一条第一項の登録を受けたものであるときは主務大臣に報告し、当該小規模不動産特定共同事業者が他の都道府県知事の同項の登録を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

(業務停止命令)

第五十二条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項各号のいずれかに該当するとき。

二 第四十六条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項、第五十条第一項、同条第二項において準用する第十五条、第十六条第一項、第十七条、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条から第二十一条まで、第二十二條、第二十三条の二第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項若しくは第二項、第二十六条の二から第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二若しくは準用金融商品取引法第三十九条第一項若しくは第四十条、第五十四条第一項後段(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十七條において準用する第三十二条の規定に違反したとき。

三 前条第一項又は第二項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく主務大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五 不動産特定共同事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 役員又は政令で定める使用人のうちに、業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県

知事の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(登録の取消)

第五十三条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者の同項の登録を取り消すことができる。

一 第六条第二号から第四号まで又は第九号から第十一号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第四十四条第二号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 不正の手段により第四十一条第一項の登録を受けたとき。

四 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いつとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

(業務管理者の解任命令)

第五十四条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る業務管理者(第五十条第二項において準用する第十七条第一項の規定により置かれた者をいう。以下この条において同じ。)がその業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。

この場合において、当該小規模不動産特定共同事業者は、その命令を受けた日から一年以内にその命令をした主務大臣又は都道府県知事が定める期間内は、その命令に係る者を業務管理者として選任してはならない。

2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る業務管理者が当該都道府県の区域内において前項に規定する行為をしたときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。

3 第五十一条第三項の規定及び第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(登録の失効)

第五十五条 小規模不動産特定共同事業者が第四十一条第一項の登録を受けた後、第三条第一項の許可(第一号事業又は第三号事業に係るものに限る。)又は第九条第一項の認可(第二号事業又は第三号事業を行う旨の変更に係るものに限る。)を受けたときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の第四十一条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第五十六条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十五条、第四十八条第二項若しくは前条の規定により第四十一条第一項の登録がその効力を失つたとき、又は第五十三条の規定により同項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督に関する規定の準用)

第五十七条 第三十二条、第三十三条、第三十八条及び第三十九条の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第三十二条中「第三号事業」とあるのは「小規模第二号事

業」と、第三十三条中「第三条第一項の許可」とあるのは「第四十一條第一項の登録」と、第三十八条中「第三十五條第一項若しくは第二項又は第三十六條」とあるのは「第五十二條第一項若しくは第二項又は第五十三條」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(許可に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の不動産特定共同事業法(以下この条において「旧法」という。)第三条第一項の規定によりされている許可又は次項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三条第一項の許可であつて旧法第二条第四項第三号に掲げる行為に係る事業(以下この項において「旧第三号事業」という。)に係るものは、この法律による改正後の不動産特定共同事業法(以下「新法」という。)第三条第一項の許可であつて、新法第四条第一項の規定により、行うことができる新法第二条第四項第三号に掲げる行為に係る事業を旧第三号事業に相当するものに限る旨の条件が付されているものとみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた旧法第三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

(都道府県知事への通知に関する経過措置)

第三条 新法第七十一條の規定は、施行日前にされた許可若しくは認可の申請又は届出について

は、適用しない。

(監督上の処分に関する経過措置)

第四条 不動産特定共同事業者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の項中「第四十條の二第五項」を「第五十八條第五項及び第六十條」に、「第四十八條の二を」第四十九條(第五十八條第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。に、「主務大臣を」主務大臣に改め、「閲覧」に「の下に」第四十九條の規定により処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧に」を加える。

(金融商品取引法の一部改正)

第六条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ハ中同条第七項を「同条第九項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第十三項中「特例事業者」を「小規模不動産特定共同事業者(第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。)、同条第九項に規定する特例事業者(以下この項において「特例事業者」という。))又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で総務省令で定めるもの(第二号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。))に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に、「平成三十一年三月三十一日まで」

を「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間」に改め、同項各号を次のように改める。

一 小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者(不動産特定共同事業法第二十二條の二第三項に規定する小規模特例事業者(次号において「小規模特例事業者」という。))に限る。次に掲げる不動産

イ 昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、政令で定める用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要なもの

ロ イに掲げる家屋の敷地の用に供されて

二 特例事業者(小規模特例事業者を除く。))及び特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

イ 建替え(建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。))その他総務省令で定める行為により家屋(都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。))の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

ロ イに掲げる土地を敷地とするイに掲げる建替えが必要な家屋として政令で定めるもの

ハ イに掲げる土地の上に新築される特定家屋

二 特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

ホ

二に掲げる家屋の敷地の用に供されて

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の地方税法附則第十一條第十三項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第九条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七條の三第一項中「第二條第七項」を「第二條第九項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一百五十号中「又は業務の種別」を「若しくは不動産特定共同事業の種別」に改め、「の変更の認可」の下に「又は小規模不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定共同事業の種別の変更の登録」を加え、同号(二)中「業務の種別」を「不動産特定共同事業の種別」に改め、同号に次のように加える。

(三) 不動産特定共同事業法第四十一條第一項(小規模不動産特定共同事業の登録)の規定により主務大臣がする小規模不動産特定共同事業の登録(更新の登録を除く。)	
登録件数	一件につき十五万円
(四) 不動産特定共同事業法第四十六條第一項(変更の登録)の規定により主務大臣がする変更の登録(同法第四十二條第一項第六号(登録の申請の小規模不動産特定共同事業の種別の増加に係るもの)に限る。)	
登録件数	一件につき三万円

化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

第二条の見出しを「(定義)」に改め、同条第一項中「法律」を「法律において」に改め、同項第二号中「であつて」を「であつて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「規格」とは、次に掲げる事項についての基準及び当該事項に関する表示(名称及び原産地の表示を含む。以下同じ。)の基準をいい、「日本農林規格」とは、次条の規定により制定された規格をいう。

一 農林物資の次に掲げる事項
イ 品位、成分、性能その他の品質(その形状、寸法、量目又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。)

ロ 生産行程
ハ 流通行程

二 農林物資の生産、販売その他の取扱い又はこれを業とする者の経営管理(以下「農林物資の取扱い等」という。)の方法(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)

三 農林物資に関する試験、分析、測定、鑑定、検査又は検定(以下「試験等」という。)の方法

四 前三号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項

第二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「登録認定機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十七条の二第一項又は第十九条の十を「において」「登録認定機関」とは、第十六条第一項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認定機関」とは、第三十六条に、「法人」を「者」に改め、同項を同条第三項とする。

第二章を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「種類」の下に「又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分」を加え、「これを「これら」に改め、同条第二項中「当該規格に係る」を削り、「生産、取引、使用又は消費」を「若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引」に、「当たつて」を「当たつて」に改め、同条第三項中「第十九条の十三第一項に規定する」を「第五十九条第一項の政令で指定する」に改め、「(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法についての基準を除く。)」を削り、同項ただし書中「食品表示法」の下に「平成二十五年法律第七十号」を加え、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、第三章中同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の制定)」を付する。

第八条第一項中「手続に従い、農林物資の種類を定め」を「とる」により、「具して」を「添えて」に改め、同条第二項中「種類の農林物資について」を削り、「同項の原案を日本農林規格の案に改め、同条を第四条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「廃止」を「廃止について」に改め、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の確認、改正及び廃止)」を付する。

第十条中「第七條を「第三条」に改め、同条を第六条とし、第十一条を第七條とする。

第十二条中「農林物資の」を削り、同条を第八条とする。

第十三条第一項中「の案」を削り、「きく」を「聴く」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改め、同条を第九条とする。

た」に改め、同条を第九条とする。

第三章を第二章とする。

第三十一条第一号中「第十七条の四第二項」を「第十八条第二項、第四十六條第二項、第四十七條第一項又は第四十八條第一項」に改め、同条第二号中「第十七條の九第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条を第八十三條とする。

第三十条中「第二十条の三」を「第六十七條」に改め、同条を第八十二條とする。

第二十九条第一項第一号中「第二十四條(第八号)を「第七十六條(第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号)に改め、同項第二号中「第二十四條(第八号)を「第七十六條(第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号)に改め、同条を第八十一條とする。

第二十八条中「各号」の下に「のいずれか」を加え、「あつた」を「あつた」に、「行為」を「違反行為」に、「登録認定機関の代表者」を「登録認定機関若しくは登録試験業者(これらの者が法人である場合にあつては、その代表者又はその)」に改め、同条第一号中「第十七條の五第三項」を「第十九條第三項」に改め、同条第二号中「第十七條の八第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第三号中「第十七條の十三」を「第二十七條」に、「保存しなかつた」を「保存しなかつた」に改め、同条第四号中「第十七條の十五第二項」を「第二十九條第二項又は第五十二條第二項」に改め、同条を第八十條とする。

第二十七條第一号中「第十七條の十五第一項」を「第二十九條第一項又は第五十二條第一項」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第二十條第一項から第三項まで」を「第六十五條第一項から第五項まで」に、「第三項まで若しくは第二十條の二第一項から第三項まで」を「第五項まで若しくは第六十六條第一項から第五項まで」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第九條とする。

同条を第七十九條とする。

第二十六條中「第十七條の十四」を「第二十八條又は第五十一條」に改め、同条を第七十八條とする。

第二十五条中「第十七條の十二第二項」を「第二十六條第二項又は第五十條第二項」に、「登録認定機関の代表者」を「登録認定機関若しくは登録試験業者(これらの者が法人である場合にあつては、その代表者又はその)」に改め、同条を第七十七條とする。

第二十四條第一号中「第十二條」を「第八條」に改め、同条第二号中「第十四條第六項」を「第十條第六項」に改め、同条第四号を削り、同条第三号中「第十八條」を「第三十七條」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 本邦において第三十條第五項において準用する第十條第六項又は第七項の規定に違反した認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者又は認証外国流通行程管理者第二十四條第五号を次のように改める。

五 第三十八條の規定に違反した者

第二十四條第八号中「第十九條の十四第三項」を「第六十一條第三項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第七号中「第十九條の十二」を「第四十一條第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の二号を加える。

九 第五十七條の規定に違反した者

第五十八條の規定に違反した者

第二十四條第六号中「第十九條の十二」を「第四十條」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十九條第一項又は第二項の規定による格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反した者

第二十四條に次の一号を加える。

十二 第六十四条の規定による処分に違反した者

第二十四条を第七十六条とし、第六章第二十三条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(省令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令(第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準に関するものについては、内閣府令・農林水産省令)で定める。

第二十二條を第七十三條とし、第二十一條の三を第七十二條とする。

第二十一條の二第二項中「第十九條の十四第一項を『第六十一條第一項』に、『あつては』を『あつては』に改め、同條第二項中『あつた』を『あつた』に、『第十九條の十三及び第十九條の十四を『第五十九條及び第六十一條』に改め、同條を第七十條とし、同條の次に次の一條を加える。

(日本農林規格の活用を図るための施策)

第七十一條 国及びセンターは、取扱業者による創意工夫を生かした日本農林規格の活用が図られるよう、日本農林規格に関する制度の普及に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国及びセンターは、規格に関する啓発及び普及、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二十一條第一項第一号中「農林物資」の下に「(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む)又は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同

項第一号の次に次の一号を加える。

二 登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

第二十一條第一項に次の一号を加える。

四 事実と相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第二十一條第二項中「あつた」を「あつた」に、『第十九條の二(第十九條の六第三項において準用する場合を含む)』、『第十九條の十五及び第十九條の十六を『第三十九條、第五十條、第五十五條、第六十四條又は前條』に改め、同條を第六十九條とする。

第二十條の三中「第三項」を「第五項」に改め、同條を第六十七條とし、同條の次に次の一條を加える。

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

第六十八條 農林水産大臣は、事実と相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを

放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。

録認証機関に、「認定に」を「認証に」に、「従業員」を「従業員」に改め、同条第二項中「同項に規定する者の工場、ほ場」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場」に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業員」を「従業員」に改め、同条第七項中「第三項」を「第五項」に、「前条第四項及び第五項」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「従つて」を「従つて」に、「第三項」を「第五項」に、「行つた」を「行つた」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同項に規定する者の工場、ほ場」を「第五十九條第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場」に、「従業員」を「従業員」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。

第二十條の二を第六十六條とする。

第二十條第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定に」を「認証に」に、「従業員」を「従業員」に改め、同条第二項中「認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者」を「認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者」に改め、「同じ」の下に「若しくは適合の表示を加え、工場、ほ場」を「ほ場、工場」に改め、「格付若しくは」の下に「適合の表示若しくは」を加え、「従業員」を「従業員」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第十九條の十四第一項」を「第六十一條第一項」に、「第十九條の十三第一項」を「第五十九條第一項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に、「工場、ほ場」を「ほ場、工場」に、「従業員」を「従業員」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 農林水産大臣は、第六十八條の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その表示に関し必

八条第一項第五号及び第十九条の二において「指定農林物資」という。の輸入業者を「農林物資を輸入することを業とする者（以下「輸入業者」という。）」に、「指定農林物資」を「農林物資の」に、「登録認定機関の認定を」「登録認定機関の認証」に、「当該認定を」「当該認証」に、「指定農林物資」を「農林物資」に、「当該指定農

扱業者（以下「認証方法外国取扱業者」という。）が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

2
何人も、

若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示を付してはならない。

3 何人も、農林物資若しくは農林物資の取扱等に関する広告等、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

(改善命令等)

第三十九条 農林水産大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による格付又はこれらの規定若しくは同条第五項、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に基づく格付の表示が適当でないとき、当該格付の表示を行ない、又は当該格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者又は認証輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができ。

2 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適当でないとき、当該適合の表示を付した認証方法取扱業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は適合の表示の除去若しくは抹消を命ずることができ。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に応じなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 第一項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者について、前二項の規定は認証方法外国取扱業者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十条第一項から第三項まで」と、「同条第五項、第十一条第一項若しくは

第十二条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第十条第五項の規定若しくは第三十一条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

第十九条の九第一項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「第十七条各号」を「第十五条各号」に、「至つた」を「至つた」に改め、同条第二項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「定めて認定」を「定めて認証」に改め、同項第一号中「第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は第十七条の十三」を「第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十七条」に改め、同項第二号中「第十七条の九第二項各号」を「第二十三条第二項各号」に改め、同項第三号中「第十七条の十又は第十七条の十二」を「第二十四条又は第二十五条」に、「応じなかつた」を「応じなかつた」に改め、同項第五号中「農林水産大臣が」を「農林水産大臣が、」に、「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「認定」を「認証」に改め、同項第六号中「農林水産大臣が」を「農林水産大臣が、」に、「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「認定」を「認証」に改め、同条第三項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同項第一号中「認定を認証」に改め、同項第二号中「認定」を「認証」に、「応じなかつた」を「応じなかつた」に改め、同条第四項中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条を

第三十五条とする。

第十九条の八の見出しを「登録外国認証機関の登録」に改め、同条中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に、「」により「第十九条の三又は第十九条の四の認定」を「」において「第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は前条第一項の認証」に、「認定」を「認証」に、「手続に従い」を「」により「」に改め、同条を第三十四条とする。

第四章第五節の節名を削る。

第十九条の七の見出しを「認証品質外国取扱業者等の公示」に改め、同条中「第十七条の五第三項（第十九条の十）」を「第十九条第三項第三十六条」に、「外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者」を「認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小分け業者（以下「認証外国小分け業者」という。）」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第五節 外国における適合の表示

第三十三条 外国取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の取扱等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱等に関する広告等に適合の表示を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第六節 登録外国認証機関

第十九条の五及び第十九条の六を削る。
第十九条の四中「登録認定機関又は登録外国認証機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認証機関の認証」に、「認定」を「認証」に改め、同条に次の一項を加える。
2 第十条第九項の規定は、前項の認証について

て準用する。

第十九条の四を第三十一条とする。
第十九条の三の見出しを「（格付）」に改め、同条第一項中「外国製造業者等」を「外国取扱業者」に改め、「ある」の下に「「ほ場」」を加え、「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認証機関の認証」に、「製造し、加工し、又は輸出する当該認定」を「取り扱う当該認証」に改め、同条第二項中「「ほ場」の下に、「工場」を加え、「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認証機関の認証」に、「認定」を「認証」に改め、「（第二十三条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る）」を削り、同条第三項中「登録認定機関又は登録外国認定機関の認定」を「登録認証機関又は登録外国認証機関の認証」に、「認定」を「認証」に改め、「（第二十三条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る）」を削り、同条に次の二項を加える。

4 前項の認証を受けた外国流通行程管理者（以下「認証外国流通行程管理者」という。）が他の認証外国流通行程管理者又は認証流通行程管理者から格付の表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、次項において準用する第十条第五項の規定により当該認証外国流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、次項において準用する同条第六項及び第七項の規定を適用する。

5 第十条第四項から第七項までの規定は第一項の認証を受けた外国取扱業者（以下「認証品質外国取扱業者」という。）、第二項の認証を受けた外国生産行程管理者（以下「認証外国生産行程管理者」という。）及び認証外国流通行程管理者について、同条第九項の規定は第一

の「を」を加え、「法人」を「もの」に改め、同項第二号中「その」を「被認定事業者(当該登録申請者の)」に、「製造業者等」を「取扱業者」に、「外国製造業者等」を「本邦に輸出される農林物資を」に、「外国取扱業者(外国において農林物資の)」に改め、「外国において」を削り、「製造し、加工し、又は輸出すること」を「生産、販売その他の取扱いに」、「本邦に輸出される農林物資の」を「外国において農林物資を」に、「外国における生産業者」を「生産することを業とする者」に、「当該農林物資」を「外国において農林物資」に、「輸出業者」を「販売することを業とする者」に、「又は外国小分け業者(本邦に輸出される)」を「若しくは外国小分け業者(外国において)」に、「以下」を「被認定事業者」という「を」又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは外国取扱業者をいう。以下同じ」に改め、同号イ中「あつては、被認定事業者」を「あつては、被認定事業者」に改め、同号ロ中「被認定事業者」を「被認定事業者」に改め、「当該」を削り、「であつた」を「であつたに改め、同号ハ中「登録申請者の」を「登録申請者(法人にあつては、その)」に、「役員が」を「役員」に、「被認定事業者」を「被認定事業者」に改め、「当該」を削り、「であつた」を「であつたに改め、同条第二項中「登録台帳に記帳して」を「登録証機関登録台帳に記帳して」に改め、同項第二号中「登録認定機関の」を「登録証機関の氏名又は」に改め、「住所」の下に並びに法人にあつては、その代表者の氏名を加え、同項第三号中「登録認定機関が認定を」を「登録証機関が認定」に改め、「種類」の下に「又は農林物資の取扱等の方法の区分」を加え、同項第四号中「登録認定機関」を「登録証機関」に、「認定を」を「認定」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「前項を」前項各号に改め、同条を第十六条とする。

第十七条の三第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第三項中「あつたを」を「あつた」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同条第五項中「行われなかつた」を「行われなかつたに、失つた」を「失つた」に改め、同条を第十七条とする。

第四章を第三章とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 日本農林規格による試験等

第一節 試験等

(試験等)

第四十二条 試験等を業とする者(国内において試験等を行う者に限る。第四十四条第二項第二号において「試験業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格(第二条第二項第三号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。以下この章において同じ。)による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、農林水産省令で定める標章(以下「登録標章」という。)を付した証明書を交付することができる。

(登録)

第四十三条 前条の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、セクターに、当該申請が次条第一項に規定する基準に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(登録の基準)

第四十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による申請をした者の試験所(試験等を行

う場所をいう。以下同じ。)が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であつて試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、農林水産省令で定める。

2 登録は、次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載して行う。

一 登録年月日及び登録番号。

二 登録を受けた試験業者(以下「登録試験業者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録試験業者の試験所の名称及び所在地
四 登録試験業者が行う試験等の方法の区分
五 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)

第四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を

公示しなければならない。

(承継)

第四十六条 登録試験業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験業者について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を承継した法人は、その登録試験業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録試験業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(試験所の変更の届出)

第四十七条 登録試験業者は、その試験所の所在地を変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十八条 登録試験業者は、試験等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(適合命令)

第四十九条 農林水産大臣は、登録試験業者の試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、その登録

試験業者に対し、当該基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ
る。

(登録の取消し等)

第五十条 農林水産大臣は、登録試験業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行なわれなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第五十一条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、試験等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止)

第五十二条 登録試験業者でない者は、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録試験業者は、その登録した試験等の方法以外の試験等の方法については、日本農林

規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二節 外国における試験等

(試験等)

第五十三条 試験等を業とする者(外国において試験等を行う者に限る。第五十五条第一項において「外国試験業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができる。

(登録)

第五十四条 前条の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手料料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録の取消し等)

第五十五条 農林水産大臣は、登録を受けた外国試験業者(以下「登録外国試験業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一 その試験所が次条において準用する第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 次条において準用する第四十九条の規定による請求に応じなかつたとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

四 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国試験業者に対しその登録に係る試験等に関する業務に関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の

提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。

五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所において登録に係る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国試験業者若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、同項の規定により一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、登録外国試験業者がその請求に応じなかつたときは、当該登録を取り消すことができる。

3 第一項第五号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける登録外国試験業者の負担とする。

(準用)

第五十六条 第四十三条第二項、第四十四条から第四十九条まで及び第五十条第二項から第四項までの規定は、登録外国試験業者について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「前項」とあり、及び第四十四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十四条」と、第四十九条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第五十条第二項中「前項」とあるのは「第五十五条第一項又は第二項」と、二週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十五条第一項又

は第二項」と読み替へるものとする。

第三節 登録標章の保護

(登録標章等を付することの禁止)

第五十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、試験等に係る証明書に登録標章を付してはならない。

一 登録試験業者が、第四十二条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

二 登録外国試験業者が、第五十三条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等に登録標章を付してはならない。

3 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に登録標章と紛らわしい標章を付してはならない。

(登録標章等の付してある証明書を用いた農林物資の輸入)

第五十八条 輸入業者は、登録標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験等に係る証明書を用いて、その輸入に係る農林物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。ただし、当該登録標章が第四十二条又は第五十三条の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第二条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条 第一項第四号中「日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。）」に関する

技術上の調査を「日本農林規格その他の農林水産分野における規格に関する認証又は試験等（日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第二項第三号に規定する試験等をいう。）その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他のこれらの事業の適正な実施に必要な能力に関する評価」に改め、同条第二項第一号中「農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の九第二項第六号」を「日本農林規格等に関する法律第三十五条第二項第六号及び第五十五条第一項第五号」に、「第二十条の二第一項から第三項まで」を「第六十六条第一項から第五項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（日本農林規格に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律（以下「新法」という。）第三條から第五條まで、第七條第一項及び第九條の規定の例により、新法第二條第二項に規定する日本農林規格（第一条の規定による改正前の農林物資の規格化等に関する法律（以下「旧法」という。）第二条第三項に規定する日本農林規格に該当するものを除く。）を定め、これを公示することができる。

2 前項の規定により定められた日本農林規格は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

（認定製造業者等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項又は第十五条の二第二項の認定を受けている者は、新法

第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項又は第十二条第一項の認証を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十九条の三又は第十九条の四の認定を受けている者は、新法第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の認証を受けたものとみなす。

（登録認定機関等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十七条の二第二項（旧法第十九条の十において準用する場合を含む。）の登録を受けている法人は、新法第十六条第一項（新法第三十六条において準用する場合を含む。）の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧法第十七条の二第二項（旧法第十九条の十において準用する場合を含む。）の登録の有効期間の残存期間とする。

（輸入業者による格付の表示に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に発行された旧法第十五条の二第二項の証明書は、新法第十二条第一項の証明書とみなす。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（工業標準化法等の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「農林物資の規

格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二条第一号
- 二 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百十二号）別表第四号

三 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第一条

（登録免許税法の一部改正）

第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第八十七号を次のように改める。

八十七 日本農林規格による格付の表示等に係る登録認証機関若しくは登録外国認証機関の登録又は日本農林規格による試験等に係る登録試験業者若しくは登録外国試験業者の登録	
（一）日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第三項（登録認証機関又は登録外国認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき九万円
（二）日本農林規格等に関する法律第四十二条（登録試験業者の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき九万円
（三）日本農林規格等に関する法律第五十三条（登録外国試験業者の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 一件につき九万円

（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報）の伝達に関する法律の一部改正）

第十一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報）の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正）

第十二条 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第七條第一項の」を「第三条第一項の」に、「種類」を「農林物資の種類」に改める。

（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

第十三条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名
日程第一 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名

足立 敏之君 阿達 雅志君 二三名
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 北村 経夫君
こやり隆史君 古賀友一郎君
上月 良祐君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 酒井 庸行君
山東 昭子君 自見はなこ君
島田 三郎君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
関口 昌一君 そのだ修光君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
徳茂 雅之君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 健治君

中西 哲君 中西 祐介君
中野 正志君 中山 恭子君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
古川 俊治君 堀井 巖君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮沢 洋一君 宮島 喜文君
宮本 周司君 元榮太一郎君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 正昭君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
和田 政宗君 渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君 渡邊 美樹君
足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 風間 直樹君
神本美恵子君 川合 孝典君
川田 龍平君 小西 洋之君
小林 正夫君 古賀 之土君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君

芝 博一君 榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君 田名部匡代君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君
浜口 誠君 浜野 喜史君
平山佐知子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
舟山 康江君 真山 勇一君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
宮沢 由佳君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 昉君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 熊野 正士君
佐々木さやか君 里見 隆治君
杉 久武君 高瀬 弘美君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 高木かおり君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
渡辺 喜美君 青木 愛君
木戸口英司君 森 ゆうこ君
アトニ才猪木君 行田 邦子君
松沢 成文君 郡司 彰君
山口 和之君

反対者氏名

井上 哲士君 市田 忠義君 一九名
岩淵 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
福島みずほ君 又市 征治君
山本 太郎君 伊波 洋一君
糸数 慶子君

日程第二 農林物資の規格化等に関する法律及び
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の
一部を改正する法律案(内閣提出)「委員長報告の
とおり修正議決すること」
賛成者氏名

足立 敏之君 阿達 雅志君 二八名
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 北村 経夫君
こやり隆史君 古賀友一郎君
上月 良祐君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 酒井 庸行君

山東 昭子君	自見はなこ君
島田 三郎君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	中山 恭子君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	橋本 聖子君
林 芳正君	平野 達男君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	藤木 眞也君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
和田 政宗君	渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	風間 直樹君
神本美恵子君	川合 孝典君
川田 龍平君	小西 洋之君
小林 正夫君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君	田名部匡代君
徳永 エリ君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 獎二君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
浜口 誠君	浜野 喜史君
平山佐知子君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
舟山 康江君	真山 勇一君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
宮沢 由佳君	森本 眞治君
矢田わか子君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	熊野 正士君
佐々木さやか君	里見 隆治君
杉 久武君	高瀬 弘美君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	浅田 均君

東 徹君	石井 章君
石井 苗子君	片山 大介君
片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	高木かおり君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
渡辺 喜美君	青木 愛君
木戸口英司君	福島みずほ君
又市 征治君	森 ゆうこ君
山本 太郎君	アントニオ猪木君
行田 邦子君	松沢 成文君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	山口 和之君

一四名

反対者氏名

井上 哲士君 市田 忠義君
岩瀬 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君

薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直しに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十九年三月二十一日

参議院議長 伊達 忠一殿 川田 龍平

を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。(以下「本規制改革」という。)とされたところである。

この閣議決定を受けて、厚生労働省は、平成二十九年三月十三日に薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直しに係るヒアリングを開催した。このヒアリングでは本規制改革に対して必ずしも前向きでない意見が大勢を占めた。聞くが、閣議決定にある「業界関係者の意見を幅広く聴取した上で」の意味を確認する観点から、以下政府の見解を求めるものとする。

一 前記ヒアリングでは、本規制改革について消極的な意見が大勢を占めたと聞くが、その事実関係について政府の見解如何。

二 前記ヒアリングでは、前記閣議決定にある「患者本位の医薬分業の主体である患者団体から」薬剤師が不在の薬局というのは考えられない」という趣旨の意見があったと聞くが、その事実関係について政府の見解如何。

三 前記ヒアリングと同様に、本規制改革に関する関係団体に対するヒアリングを今後も継続して開催する予定はあるか政府の見解如何。

四 現段階において、患者団体から本規制改革の必要性に懐疑的な意見が述べられることも不安も示されるなど、関係団体の大勢から本規制改革への消極的な意見が述べられていると理解しているが、このように関係団体から十分な理解が得られていないにも関わらず、本規制改革を実施するのはか政府の見解如何。

五 一般論として、閣議決定における「幅広く意見聴取をした上で規制を見直す」という文章は、規制の見直しに当たって幅広く意見を聴取しさえすれば、その意見聴取の結果がその見直しの内容に反映されなくても構わないとの意味であるのか政府の見解如何。

六 過去に遡り、閣議決定において実施することとされた規制改革のうち、関係団体から聴取した意見の大勢が当該規制改革に否定的であると

の理由により、当該規制改革の実施に踏み切れなかつた事例があれば示されたい。

七 厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン」では薬局の二十四時間対応が求められており、薬剤師が薬局に二十四時間常駐することが前提となつてゐると理解する。また、厚生労働省が推進している健康サポート薬局制度においては、健康サポート薬局である旨を表示するためには、所定の研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師が常駐する必要がある。このように、薬剤師の薬局への二十四時間常駐を推進し、また、薬剤師という専門職能の間であつても研修の修了や実務経験の有無について厳しく問うている厚生労働省が、薬局の管理者である薬剤師の常駐義務を解くかのような本規制改革を推進するのは理解に苦しむところであるが、本規制改革は、将来的に、薬局における薬剤師常駐義務をすべて撤廃することを念頭に置いたものであるのか政府の見解如何。

八 前記ヒアリングでは、店舗販売業と薬局の二重申請についても議論があつたと聞くが、そもそも論として、薬局を開設したのであれば、事業者は薬剤師を常駐させる努力をするべきである。店舗販売業と薬局が併設された店舗で、薬剤師の配置ができないことを理由に、薬局として許可を受けた区画を閉鎖して、医薬品販売を続ける場合、その店舗は、薬剤師の薬局への二十四時間常駐を前提とした「患者のための薬局ビジョン」が目指す姿とは大きくかけ離れてゐる。このような「薬局」を存立させる「二重申請」を認めていることは、薬事行政における大きな矛盾である。「患者のための薬局ビジョン」に鑑みれば、薬局の開設には、当然に薬剤師を配置する責任を全うする覚悟が必要であり、その覚悟がなければ、薬局の二十四時間対応は可能とならない。こうした覚悟がない事業者は、店舗販売業のみの許可で十分であると考えられ

る。また、「患者のための薬局ビジョン」では、薬局において一般用医薬品を販売するよう求められており、健康サポート薬局においても一般用医薬品を販売することとされている。さらに、我が国における薬局数は五万軒を超え、全国の小学校数の倍以上の数の薬局が設立されている。このように、店舗販売業を担う事業者に対してあえて薬局の開設許可を与える必要性はもはや失われつつあると推測するが、前記二重申請の今後あり方について、店舗販売業の許可が必要とされた過去の経緯を踏まえながら、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直しに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「消極的な意見が大勢を占めた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年三月十三日に厚生労働省が開催した「薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直しに係るヒアリング」において、患者の立場で参加した者から、薬剤師が不在のときに薬局が開店していることは矛盾すると思つてゐるとの旨の発言があつたところである。

三について

御指摘の「ヒアリング」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点で、薬局にお

いて薬剤師が不在の際の第二类医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第三十六条の七第一項第二号に規定する第二类医薬品をいう。）及び第三類医薬品（同項第三号に規定する第三類医薬品をいう。）の取扱いの見直しに係る意見聴取を公開で再度実施することは考えていない。

四について

御指摘の「関係団体から十分な理解が得られていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年六月二日に閣議決定された「規制改革実施計画」における「薬局における薬剤師不在時の第二类・第三類医薬品の取扱いの見直し（以下「本規制改革」という。）については、「患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスなどを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時に登録販売者が第二类・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す」とされたことを踏まえ、必要な対応を行うこととしてゐる。

五について

お尋ねの「幅広く意見聴取をした上で規制を見直す」とは、本規制改革における「意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す」との記述を指すものと考え、これは、規制の見直しを行う際に、幅広く意見を聴取することを意味している。御指摘の「意見聴取の結果がその見直しの内容に反映されなくても構わない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、規制の見直しを検討する際は、当該規制の見直しに係る意見聴取の結果を含む幅広い観点からの検討を行うこととなる。

六について

お尋ねの事例の有無については、調査に膨大

な作業を要するため、お答えすることは困難であるが、平成二十五年から平成二十八年までの間に閣議決定された「規制改革実施計画」に盛り込まれた事項のうち、「関係団体から聴取した意見の大勢が当該規制改革に否定的であるとの理由により、当該規制改革の実施に踏み切れない事例」については、承知してゐない。

七について

御指摘の「薬局における薬剤師常駐義務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本規制改革については、「患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスなどを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時に登録販売者が第二类・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す」としてゐるものであり、薬局の開店時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していることを定めた薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和二十九年厚生省令第三号）第一条第一項第一号の規定で定める規制を全て撤廃することを念頭に置いたものではない。

なお、平成二十七年十月二十三日に厚生労働省が公表した「患者のための薬局ビジョン」（以下「薬局ビジョン」という。）が、「薬剤師が薬局に二十四時間常駐することが前提となつてゐる」ものである又は「薬剤師の薬局への二十四時間常駐を推進しているものである」という事実はない。また、同省が、「薬剤師の薬局への二十四時間常駐を推進している」という事実もない。

八について

御指摘の「二重申請」及び「店舗販売業の許可が必要とされた過去の経緯」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、薬局ビジョンが、「薬剤師の薬局への二十四時間常駐を前提とした」ものであるという事実はない。

「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会報告書」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月二十二日

福島みずほ

参議院議長 伊達 忠二殿

「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会報告書」に関する質問主意書

二〇一五年六月二日に提出した「戦争法案に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第一五一号)において、国際平和支援法案(国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案)が制定されることにより「自衛隊員が戦闘行為に巻き込まれるリスクが高まると考えられるが、その理解でよい」と質問したところ、政府からは国際平和支援法案においても、「自衛隊の部隊等が安全な場所で行うことについて、従来と変更はなく、御指摘のように「自衛隊員が戦闘行為に巻き込まれるリスクが高まる」とか、後方支援を行う場所が、戦場になる」とは考えていない」との答弁があった。

しかるに、防衛省は同年四月に「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会」を設置し、国際平和支援法案を含む一連の戦争法案の国会審議や同法の施行準備の過程と平行して検討を行い、昨年九月二十一日には「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会報告書」(以下「報告書」という。)を発表した。

防衛省は報告書とともに「自衛隊の第一線における救護能力の向上について」を発表し、「第一線救護衛生員を、早期に部隊に配置するため、平成二十九年度前半より、第一線での新たな救命処置(緊急救命行為)の教育を開始」と述べている。このように、国際平和支援法等の施行と平行して「第一線救護」の検討を行ったことは、防衛省・自衛隊が、前記答弁の言葉とは裏腹に、同法によつて「自衛隊員が戦闘行為に巻き込まれるリスクが高まる」ことを認識していることを示しているのではない。

そこで、報告書の内容と同検討会の議論の内容及び報告書にもとづく防衛省の政策について、以下、質問する。

一 報告書には、「検討会においては、前提として、我が国が外部から武力攻撃を受けた事態(以下「有事」という)において、敵の砲火下にある場面又は直接の砲火は脱したものの依然として脅威下にある場面(以下「第一線」という)であつて、基本的に民間人は退避しており、自衛隊員のみが活動でき、消防職員である救急救命士や民間の医療チームに救護を依頼することができない地域において、受傷直後から医官が配置されている医療施設へ後送されるまでの間に必要となる救護処置について検討を行った」とある。

そして、報告書と同日に防衛省が発表した「自衛隊の第一線における救護能力の向上について」には「第一線救護衛生員を、早期に部隊に配置するため、平成二十九年度前半より、第一線での新たな救命処置(緊急救命行為)の教育を開始」とある。

防衛省が早期に部隊に配置しようとしている「第一線救護衛生員」とは、その教育と配置が開始される二〇一七年度以降、将来において

も、報告書における「有事」、すなわち「我が国が外部から武力攻撃を受けた事態」にのみ活動するものと考えてよい。

海外での自衛隊の活動、たとえば、南スーダンなどでのPKO活動やアデン湾での海賊対処行動、あるいはかつての、イラクでの「復興支援」活動のようなケースには、「第一線救護衛生員」の活動は適用されないものと理解してよい。

二 報告書には、「有事に際して、第一線における救護から最終の病院治療までの一貫した治療後送ができる体系を平素から整備しておくことが重要である。特に、陸上又は海上における第一線では、戦傷隊員に対して、医官による診療が実施できない場面が想定され、その場合、個人が携行している救急品を用いて自ら負傷部位の止血処置をする他、状況に応じて他の自衛隊員が応急手当を施すとともに、衛生科隊員により専門的な応急手当として第一線での救護を行うこととなる。その後、車両や回転翼機、艦艇により臨時に設置された医療施設へ後送され、医官による応急治療や外科治療による安定化が施された後、固定翼機を含めた輸送手段により自衛隊病院や部外病院へ後送され、専門的な治療を受けることとなると考えられる。また、航空救難が必要となる戦傷隊員が発生した場合に、第一線となる現場や収容直後の回転翼機内で応急的な処置を施しつつ医療機関へ後送されることとなる」とある。

しかし、この記述における「陸上又は海上における第一線」という言葉は漠然としており、その意味するところが必ずしも明らかではない。「陸上又は海上における第一線」とは、どのような場所を指すのかを具体的に説明された「陸上」とは日本の領土に限定されるのか、排他的経済水域を含むのか、公海上を含むのか、明らかにされたい。また、前記記述における「部

外病院」とは、具体的にどのような病院を想定しているのか、明らかにされたい。

三 報告書には、「戦傷隊員に対して、医官による診療が実施できない場面が想定され」という旨の文言が繰り返して出てくるが、「戦傷隊員に対して、医官による診療が実施できない場面」とは、具体的にはどのような場合を想定しているのか、陸上と海上のそれぞれについて、明らかにされたい。

四 「有事」、すなわち「我が国が外部から武力攻撃を受けた事態」の際、陸上の「第一線」における医官の配置をどのように想定しているのか、たとえば小隊に一名の医官、中隊に一名の医官、後方支援連隊に三名、というように、医官の配備の現状と将来の構想を具体的に明らかにされたい。

また、報告書には、「受傷直後から医官が配置されている医療施設へ後送されるまでの間に必要となる救護処置」という記述があるが、防衛省・自衛隊は「第一線」に医官を派遣することは想定していないということか、明らかにされたい。

五 南スーダンに派遣された第十一次隊には、何名の医官、准看護師、救急救命士の資格をもつ隊員が配置されているか、明らかにされたい。

六 「受傷機転」報告書三ページとは、どういう意味か、明らかにされたい。

七 報告書には、「第二次世界大戦での全体の死亡率は十九・一％からアフガニスタンにおけるOperation Enduring Freedom及びイラクにおけるOperation Iraqi Freedom(以下、両者を併せて「OEF・OIF」という)では九・四％まで低下し、救命率の向上が認められた。その背景には、防護装備の発達や回転翼機等による患者後送手段の改善、ダメージコントロール手術の発展に加え、Tactical Combat Casualty Care(以下「TCCC」という)ガイドラインという標準化された戦傷救護方法が大きく貢献してい

るといわれている。TCCCガイドラインの策定にあたり、第七十五レンジャー連隊に対して同ガイドラインの救護方法を先行的に導入したところ、OEF・OIFでの当該部隊の戦傷者に対する医療施設収容前・収容時の死亡者の割合は十・七％であり、これは米軍全体の戦傷者を同様の方法と比較した十六・四％よりも低く、第一線における救命率の向上が確認された。

また、OEF・OIFにおける米兵の死因分析では、戦闘における負傷で死亡した者のうち八十七％が医療施設収容前の第一線で死亡しているが、そのうち二十五％は生存できた可能性があったとされている。この生存可能性があったとされる者の死因の内訳は、出血が九十一％、気道閉塞が八％、緊張性気胸が一％であった。ベトナム戦における米兵の死因分析でも、四肢からの出血、気道閉塞及び緊張性気胸を合わせた十五％については、医療施設に搬入される前の段階である第一線にて適確に処置が行われていれば、救命できた可能性があったといわれているとある。しかし、ここで検討されている「OEF・OIF」や「ベトナム戦」は、

いずれも米国の軍隊が自国領土以外の地域に出撃して行った戦闘であって、米国の国土が外部から武力攻撃を受けた事態ではない。他方、報告書が検討の対象になっているのは、「有事」すなわち「我が国が外部から武力攻撃を受けた事態」のはずである。

八 報告書には、「医官等に米軍の教育機関でTCCCに関する課程を履修させて教官要員を養成している。衛生学校では、これまでも医官に

対して輪状甲狀腺切開・穿刺や胸腔穿刺、薬剤投与等の教育・訓練を実施しており、有事緊急救命処置のための教育基盤はある程度整っているといえる」とあるが、そもそも自衛隊の医官の定員、現員及び充足率を病院、医務室、部隊、その他に分けて明らかにされたい。

「自衛隊病院等在り方検討委員会」報告書別添資料九③によれば、二〇〇九年三月三十一日現在の、部隊における自衛隊医官の充足率は二十・五％とのことであるが、その数値は以後どのように変化しているか、明らかにされたい。

また、自衛隊医官の充足率が低い原因について、どのように認識しているのか、見解を明らかにされたい。

九 報告書には、「教育カリキュラム案は第三回検討会及び第五回検討会において検討し、現時点では妥当と判断するが、更に精査を行い、防衛省CMC協議会において承認することが必要である。また、承認後も定期的かつ継続的に見直していく必要がある」とあるが、教育カリキュラムについて、医療政策の所管官庁である厚生労働省の指導または了解を得ることは考えていないのか。もしも、厚生労働省の指導または了解を得ることを考えていないのであれば、その理由を明らかにされたい。

また、「防衛省CMC協議会」とは、どのようなメンバーで構成されるのか。防衛省にメンバーを限定する理由は何か、明らかにされたい。

十 報告書の提言は、医師以外の者が医療施設以外の場所で行う医療行為を行う道を開くものであり、「医師でなければ、医業をなしてはならない」(医師法第十七条)ことを定めた医師法や、「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的」(医療法第一条)とする医療法の規定

の根幹を変更する内容のものである。

こうした根本的な政策転換を行う際には、当然、国権の最高機関たる国会に関連法案を提出し、審議に付することが最低限必要な手続きであるはずだが、防衛省は報告書にも「第一線救護」の体制構築にかかわる法案を国会に提出する予定はないのか、明らかにされたい。

もしも関連法案を国会に提出する予定がないのであれば、法律の改定もせずに医師法等の規定を逸脱する制度を政府機関が構築することがなぜ許されると考えるのか、見解を問う。

十一 報告書が想定する「第一線救護が行われる状況」とは、生命そのものを含む市民の基本的な権利が脅かされる状況である。また、この業務の実施を自衛隊員に命ずることは、何よりもまず当該の自衛隊員を多大な危険にさらすものであり、医療を受ける権利を含む自衛隊員の人権の侵害につながる可能性もあるが、この点について、見解を明らかにされたい。そもそも、こうした状況に陥ることを避けるべく、外交努力を重ねていくことこそ、政府の責務と考えるが、いかがか。

また、重大な政策転換であるにもかかわらず、国会での法案審議も経ずに「検討会」の提言の履行を進めることは、議会制民主主義の根幹を揺るがすものだが、この点についても見解を問う。

右質問する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会報告書」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会報告書」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「第一線救護衛生員」については、我が国が直接の武力攻撃を受け、自衛隊も、我が国防衛のため、武力の行使を行っている状況で、例えば、現に火砲による攻撃を受けているような状況下において、隊員が負傷したが、その場には医官がおらず、かつ、緊急に医療施設に搬送することも困難であるというような最も厳しい場面を念頭に置いて養成することとしている。ただし、第一線救護衛生員の知識及び技能が活用できる自衛隊の任務においては、同様に活動し得る者であると考え、御指摘の「南スーダン」などのPKO活動やアデン湾での海賊対処行動、あるいはかつての、イラクでの「復興支援」活動のようなケースで活動することを目的として養成する者ではない。

二について

お尋ねの「陸上又は洋上における第一線」については、自衛隊の任務により様々であることから、一概にお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「部外病院」については、自衛隊病院以外の病院を意味しているが、具体的な病院を想定したものではない。

三について

陸上であれば洋上であれ、医官がいない場所において第一線救護衛生員が活動を行う場面である。

四について

我が国が外部から武力攻撃を受けた事態における医官の配置については、任務遂行により負傷した自衛隊員の生命を最大限に守るため、最も効果的と考えられる配置をすることとなるが、具体的な医官の配置については、当該武力攻撃の態様に応じその都度判断すべきものである。

り、一概にお答えすることは困難である。
五について

国際連合南スーダン共和国ミッションに派遣されている自衛隊の部隊に所属する自衛隊員のうち、第十一次要員における医師の資格を有する者は四名、救急救命士及び准看護師の資格を有する者は二名、准看護師の資格を有する者は三名である。

六について

お尋ねの「受傷機転」とは、負傷するに至った原因や経緯のことをいう。

七について

防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会においては、第一線での救護に関して、米軍等での取組を参考に検討したものであり、御指摘の「差」について検討したものではない。

八について

平成二十八年四月一日時点での自衛隊医官の自衛隊病院における定員は三百五十名、現員は二百七十六名、充足率は約七十八・九パーセントであり、医務室における定員は二百七名、現員は六十九名、充足率は約三十三・三パーセントであり、医務室が置かれていない部隊における定員は四百六十七名、現員は百九名、充足率は約二十三・三パーセントであり、自衛隊病院、医務室及び医務室が置かれていない部隊以外における定員は八十四名、現員は六十六名、充足率は約七十八・六パーセントであり、医務室が置かれていない部隊における充足率は、御指摘の平成二十一年三月三十一日時点に比べ、向上している。

また、自衛隊医官の充足率が低い主な原因としては、例えば、医師としての研修・診療機会の不足に起因する退職があるものと認識している。

九から十一までについて

第一線救護衛生員は、准看護師の免許等を有

することから、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）等の規定に基づき、准看護師等が行えるものとされている行為を行うことについて、法律の改正を行う必要はなく、御指摘の「医師法等の規定を逸脱」し、「議会制民主主義の根幹を揺るがすものである」とは考えておらず、また、第一線救護衛生員が当該行為を適切に行うために防衛省が実施する訓練課程について、その都度、御指摘の「厚生労働省の指導または了解を得る必要はない」と考えている。

また、防衛省メデイカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）は、大臣官房衛生監を委員長とし、人事教育局衛生官、統合幕僚監部首席後方補給官、陸上幕僚監部衛生部長、海上幕僚監部首席衛生官、航空幕僚監部首席衛生官及びその他委員長の指定する者を委員としている。なお、大臣官房衛生監、人事教育局衛生官、陸上幕僚監部衛生部長、海上幕僚監部首席衛生官及び航空幕僚監部首席衛生官については、現在、医師の免許を有する者を充てており、また、協議会の審議事項に関して専門的な知見を得るため委員長が必要と認める場合には、協議会に有識者を招へいし、助言を得ることとしており、協議会の委員等は、協議会の審議事項を審議するために適当な者である。

さらに、自衛隊の任務は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条に規定するとおりであり、当該任務を遂行する上で必要な衛生支援体制を整備することは当然であり、当該整備について、御指摘の「自衛隊員の人権の侵害につながる」とは考えておらず、また、第一線救護が行われる状況に陥ることを避けるべく政府が外交努力を重ねていくことと相反するものではない。

福島原発事故被災者のデータの管理に関する
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年三月二十三日

福島みずほ

参議院議長 伊達 忠一殿

福島原発事故被災者のデータの管理に関する
質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「福島原発事故」という。）の被災者や福島原発事故のため故郷から避難して全国各地に転居している避難者のデータ（以下「被災者データ」という。）を一括して管理するシステムをどのような形で、どの行政部門が責任をもつて管理していくかが、今後重要な課題となる。被災者データを各省庁や自治体が相互に連携して管理していけば、被災者及び避難者への将来にわたる支援や健康追跡調査などに有益である。

将来にわたって被災者データが統一的な情報管理の方式で責任部署により確実に保管される必要があると考え、次の通り質問する。

一 被災者データは、総務省、国交省、復興庁などの国の機関及び避難先の自治体で管理されていると考えるが、どのように管理されているか説明されたい。

その際、管理の対象となる被災者及び避難者の定義を明らかにされたい。また、集積された被災者データがどのように一元管理されているのか、管理されている被災者データの項目にはどのようなものがあるのか、避難者が別の避難先に移転した場合の被災者データのアップデイトをどのような仕組みで行っているのか、被災者データの管理の現状について、当該管理に関する方針や規則なども含めて説明されたい。

二 前記一に関して、被災者データが最終的に一

元管理されているのであれば、最終責任部署はどこか、被災者データの保存方法は紙媒体か電子媒体か、保存期限はいつまでか、それぞれ明らかにされたい。また、住居形態または住所の変更があっても、さかのぼって避難者の定義から外れないようにすべきと考えるが、被災者データの削除に関する規定の有無と、どのような場合に被災者データを削除するのかを明らかにされたい。

三 被災者及び避難者本人がデータベースにアクセスし、保存されている被災者データの内容を確認することは可能か明らかにされたい。

四 現在、被災証明書及び居住実績証明書は避難元の自治体で発行されているが、これらの書類はクレジットカード作成や公的な手続きに利用できるかとされながら、実際には利用できないケースがある。この現状を政府は把握しているか。

五 避難先の自治体において、被災証明書及び居住実績証明書の申請・受取りができるようにすべきと考えるが、そのような計画はあるのか説明されたい。

六 チェルノブイリ原子力発電所の事故後、ウクライナ、その周辺のロシア、ベラルーシでは、いわゆる「チェルノブイリ法」により、同事故によって健康被害を受けた可能性のある人々や、避難や移住を強いられた人々へ補償を行っている。これと同様に、日本においても、福島原発事故の被災者及び避難者に対して「保養、健診、治療、生活、就労」への支援を保障するチェルノブイリ法のような法律を整備する必要があると考えるが、法整備に向けた政府の検討状況を説明されたい。

七 福島原発事故の被災者及び避難者に対する、健康被害の救済や経済的な支援が、今後も継続的に行われる必要があると考える。そのためには、被災者及び避難者の統一的、一元的なデー

夕管理が将来にわたって実施され、過去にさかのぼってそのデータを的確に把握できる制度作りが重要である。このことについて政府はどのような対策、対応を取っているのか、現状と将来の計画を説明されたい。

右質問する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出福島原発事故被災者のデータの管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出福島原発事故被災者のデータの管理に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「被災者データ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東日本大震災や東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所周辺の避難指示等に伴い平成二十三年三月十一日現在の住所を離れて避難している者(外国人住民を含む。以下「避難者」という。)の氏名、生年月日、性別、避難元市町村における住所、避難先の所在地等の情報(以下「避難先情報」という。)を関係地方公共団体(避難者の避難先市区町村、避難先都道府県、避難元県及び避難元市町村をいう。以下同じ。)に提供する仕組みとして、「東日本大震災等に伴い避難した住民の所在地等に係る情報を住所の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力について」(平成二十三年四月十二日付け総行住第六十二号総務省自治行政局長通知)等により、全国避難者情報システムが構築され、関係地方公共団体において運営されているところである。

具体的には、避難先情報は、避難者が任意に避難先市区町村に提供することにより、原則として電子媒体で、避難先市区町村から避難先都道府県へ、避難先都道府県から避難元県へ、避難元県から避難元市町村へと提供される仕組みとなっており、避難先の変更等による変更後の避難先情報も、これと同様の方法により提供される。また、避難先情報は、各関係地方公共団体において、それぞれの個人情報保護条例等に基づき管理されており、避難者本人による閲覧等についても、それぞれの条例等の定めるところによるものである。なお、総務省としては、関係地方公共団体から他の関係地方公共団体に提供した避難先情報については、提供元の関係地方公共団体において当分の間保存するよう助言するとともに、避難先情報を変更された場合は、変更前の避難先情報についても避難元市町村において保存するよう助言している。

また、御指摘の「住居形態または住所の変更」があった場合でも、先に述べた「東日本大震災や東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所周辺の避難指示等に伴い平成二十三年三月十一日現在の住所を離れて避難している者」であれば、全国避難者情報システムにおける避難者に該当するものである。

四について

お尋ねの「公的な手続き」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「利用できるとされながら、実際には利用できないケース」については、政府として把握していない。

五について

お尋ねの「そのような計画」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、現時点において、避難先の地方公共団体で被災証明書及び居住実績証明書の申請・受取を可能とする計画は有していない。

六について

お尋ねの「チエルノブイリ法のような法律」の意味するところが明らかではないためお答えすることは困難であるが、政府としては、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四十八号)に基づき、同法第一条に規定する被災者生活支援等施策として、必要な施策を実施しているところである。

七について

御指摘の「被災者及び避難者の統一的、一元的なデータ管理が将来にわたって実施され、過去にさかのぼってそのデータを的確に把握できる制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一から三までについてお答えした全国避難者情報システムにより関係地方公共団体に提供された避難先情報については、関係地方公共団体において管理され、避難者への支援や情報提供等に活用されているものと承知しており、同システムが適切に運営されるよう、必要に応じ助言等を行ってまいりたい。

元号法第二項の解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年三月二十三日

参議院議長 伊達 忠一殿
小西 洋之

元号法第二項の解釈に関する質問主意書

昭和五十四年四月十一日の衆議院内閣委員会において、真田内閣法制局長官は、「皇位の継承は『皇室典範の定めるところにより、』とありますから、直接的には皇室典範の第四条が働く場合に

まの改元が行われるわけでございます」と答弁し、また、同年四月二十日の衆議院内閣委員会において、梅野委員の「政府は、この法案に従って、皇位の継承があった場合に一体改元を義務づけられるのですか」との質問に対し、清水内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長は、「おっしゃるとおりでございます」と答弁し、さらに、同年五月八日の参議院内閣委員会において、真田内閣法制局長官は、「いわゆる元号法案という形で制度を立てた方が安定性があるということ、これは法律的に申しますと憲法の七十三条で政府は誠実に法律を執行しなければならないというところになっておりますので、この法案が成立いたしますれば、この法案の第二項に書いてあります改元の事由が生ずれば政府は改元をしななければならない」と答弁しているが、これらの答弁の趣旨は、法律解釈として、皇位の継承があった場合には、内閣は、元号法の規定により必ず元号を改めなければならないということか。

右質問する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出元号法第二項の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出元号法第二項の解釈に関する質問に対する答弁書

法律を誠実に執行する義務を有する内閣としては、皇位の継承があった場合には、元号法(昭和五十四年法律第四十三号)の定めるところにより新たな元号を定めることになるところ、お尋ねの各答弁は、これと同趣旨を述べたものである。

日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する
声明(案)の意味に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十九年三月二十三日

小西 洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する
声明(案)の意味に関する質問主意書

日本学術会議のホームページにおいて、「三月
七日の委員会での審議を踏まえた改訂版(改訂
日・平成二十九年三月九日)」との表記とともに
「資料」改訂版(溶け込み)・軍事的安全保障研究
に関する声明(案)として掲載されている資料(以
下「声明案」という。)の内容について以下、質問す
る。

一 声明案の中の「上記」二つの声明を継承する」と
の文言の趣旨について、何をどのように継承す
るのか等その内容を具体的に示した文言を、日
本学術会議のホームページに掲載されている平
成二十九年三月七日に開催された安全保障と学
術に関する検討委員会の議事録(以下「検討委員
会議事録」という。)の中から示されたい。

二 検討委員会議事録の二十八ページにおける杉
田敦委員長による「ですから、ただ、一方、こ
こはもちろん研究資金の出所がどこどこであれ
ば包括的に駄目であるということも言っており
ません。これも声明は曖昧だという批判をする
方々もいると思いますけれども、防衛装備庁だ
から一切受けるなどというふうには言ってお
りません。」との説明は、声明案は防衛装備庁の
「安全保障技術研究推進制度」に声明案にある大
学等の研究機関が応募することを全面的に否定
するものではないとの趣旨であると理解してよ
いか。

三 検討委員会議事録の十八ページにおける杉田
敦委員長による「ただ、今回この委員会が審議

平成二十九年四月五日 参議院会議録第十三号

質問主意書及び答弁書

したことによつて得られたものも、私はあるの
ではないかというふうに思っているわけです。

というのは、五十年声明というのは、軍事目
的、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれ
を行わないという非常に強い文言でございます
けれども、では、戦争とは何かということとは定
義されているわけではありません。実はこの
ところで、例えば戦争というのは侵略戦争であ
ると、これは一九二八年の不戦条約以来、戦争
が違法化された結果、自衛、通常、人々は戦争
と呼んでいるものは皆、自衛的な行為とか、自
衛権の行使とかいうふうに言われているとい
う、こういう現状に鑑みて、戦争というのは、
例えば侵略戦争であるというふうに仮に読んで
しまいますと、この五十年宣言は自衛と名が付
けばオーケーだと、そういうふうにも読むこと
は実は可能であるわけでございます。つまり、
戦争を目的とする科学の研究は行わないとい
うふうに言っていることだけでと、実はその、
この意味内容というのは必ずしも確定しており
ません。」との説明について、この「五十年声明」
にある戦争という文言を国際法で合法とされて
いる自衛権の行使を含まず侵略戦争という意味
に読むという考えと内容的に整合する箇所を、
当該「五十年声明」が可決された際の日本学術会
議総会の議事録より示されたい。そうした箇所
があると認められない場合は、その旨答弁され
たい。

また、検討委員会議事録二十八ページにある
「六十七年声明」にある戦争との文言について
も、これを国際法で合法とされている自衛権の
行使を含まず侵略戦争という意味に読むという
考えと内容的に整合する箇所を、当該「六十七
年声明」が可決された際の日本学術会議総会の
議事録より示されたい。そうした箇所があると
認められない場合は、その旨答弁されたい。
右質問する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出日本学術会議の軍
事的安全保障研究に関する声明(案)の意味に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出日本学術会議の
軍事的安全保障研究に関する声明(案)の意
味に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「声明案」は、平成二十九年三月二十
四日に「軍事的安全保障研究に関する声明」とし
て決定されており、同声明では、昭和二十五年
に決定された「戦争を目的とする科学の研究に
は絶対従わない決意の表明(声明)」及び昭和四
十二年に決定された「軍事目的のための科学研
究を行わない声明」を継承するとしていた
が、個別の文言の趣旨等についてコメントする
ことは差し控える。

二及び三について

御指摘の杉田敦委員長の発言を含め、日本学
術会議の審議における個別の発言内容について
コメントすることは差し控える。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
二一〇円	二一八円